



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年5月18日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境管理課	大気環境係	神谷 典子	内線 2987 直通 058-272-8232 FAX 058-278-2610

大気汚染注意報（光化学スモッグ注意報）発令（第1報）

本日、14時10分、岐阜地域、西濃・羽島地域、西濃南部地域、中濃地域について、オキシダントによる大気汚染注意報を発令しました。

これは、当該地域のオキシダント濃度が、14時現在、発令基準0.12ppm以上となったことによるものです。

当該地域の主要工場（岐阜地域13施設、西濃・羽島地域21施設、西濃南部地域4施設、中濃地域11施設）に対して、排出ガス量及び揮発性有機化合物の削減をするよう協力を求めました。

記

○発令基準 注意報 1時間値が0.12ppm以上の状態になった場合

14時現在	測定局	測定値 ppm
岐阜地域（※1）	各務原測定局	0.128
	岐阜中央測定局	0.130
	岐阜南部測定局	0.129
	岐阜北部測定局	0.136
西濃・羽島地域（※2）	羽島測定局	0.135
	大垣中央測定局	0.126
	大垣南部測定局	0.121
西濃南部地域（※3）	海津測定局	0.126
中濃地域（※4）	関測定局	0.129

○主要工場

岐阜地域

各務原市北清掃センター 等13施設

西濃・羽島地域

大垣市クリーンセンター 等21施設

西濃南部地域

南濃衛生施設利用事務組合 清掃センター 等4施設

中濃地域

クリーンプラザ中濃 等11施設

○光化学オキシダントが高濃度となった理由

高気圧に覆われ日射が強く、気温が上昇したためと思われる。

[気象の状況]

	岐阜	大垣	美濃	5月18日13時50分現在 (岐阜地方気象台)
気温 °C	31.6	31.2	32.6	
降水量 mm	0.0	0.0	0.0	
風向	南	南南東	南南西	
風速 m/s	4.7	3.9	3.8	

○本年度における発令状況
今回の発令で、注意報は今年度初。

○解除通知 発令基準以下となった時点で通知

○県内の上記以外の地域 岐阜市にて注意報発令

○スモッグ気象情報（光化学オキシダント） 第3号
12時54分 名古屋地方気象台発表

- ※1 岐阜地域 各務原市、瑞穂市、本巣市の一部（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町のみ）、笠松町、岐南町、北方町及び大野町
- ※2 西濃・羽島地域 大垣市の一部（旧大垣市、旧墨俣町のみ）、羽島市、垂井町、神戸町及び安八町
- ※3 西濃南部地域 海津市、養老町、輪之内町
- ※4 中濃地域 関市の一部（旧関市、旧武芸川町のみ）及び美濃市

参考資料

○光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどが生されるが、ほとんどはオゾン O_3 である。）であり、これらの物質によって二次的に生成したスモッグを光化学スモッグという。

ここでいうオゾンは、いわゆるオゾン層のオゾンとは違って、地上で我々が生活する高さ（県の測定局では10m以下の高さで測定している。）に存在するものである。

光化学オキシダントは、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度となりやすい。

○人体への影響

光化学オキシダントが高濃度になると、目の刺激、気管支の異常感あるいは呼吸困難といった被害が発生することがあるが、ほとんどが比較的軽症の一過性のものである。

○県内の監視体制

県内17カ所でオキシダントの常時測定を行っている。

なお、測定データ、光化学スモッグ注意報等発令時の注意などは、岐阜県のホームページに掲載している。

岐阜県ホームページURL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/299.html>

（県庁トップ>環境>大気環境の保全>本日の大気環境）

○過去の注意報発令状況

平成25年 発令なし

平成26年 発令なし

平成27年 発令なし

平成28年 8月18日発令

平成29年 発令なし

平成30年 8月4日発令

令和元年 5月27日発令（岐阜地域、中濃地域、西濃・羽島地域）

令和2年 6月4日発令（中濃地域）

令和3年 発令なし

令和4年 発令なし

○注意報の発令

注意報は、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ気象状況等からその状況が継続すると判断されるときに発令するもので、

①ばい煙排出者に対しては、排出ガス量を20%程度削減するよう協力を求める。揮発性有機化合物排出者に対しては、揮発性有機化合物の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について協力を求める。

②学校、住民（市町村を通じて）に対しては、屋外での活動を中止して屋内に避難すること、外出をできるだけ避けること、目や喉などに刺激を感じた場合には洗眼やうがいをするとともに、最寄りの保健所に連絡することなどを呼び掛ける。